

## 「講座制」の歴史的研究序説

—— 日本 の 場 合 (2) ——

寺 崎 昌 男\*

はじめに——研究の現状と課題

### I. 明治期における講座制の導入——その原型の成立

1. 「講座」の法規定
2. 「講座制」の立案過程 (以上前号)
3. 「講座制」導入の意図と目的
  - (1) 高等教育改革の全体構想
  - (2) 大学のアカデミー化
  - (3) 大学側原案に対する井上の修正
  - (4) 職務俸額の査定と査定基準
  - (5) 大学教官にとっての「講座制」
4. 「講座制」着想の背景と性格
  - (1) 背景
  - (2) 「専門」強調の意味するもの

前号で筆者は、次のことを述べた。

(1)日本の講座制は、大日本帝国憲法の起草者の1人であった文部大臣井上毅の手によって日本に導入されたこと。

(2)それは後世のように教授—助教授—助手という系列を定員化したものでなく、一教授—講座を原則とするものであったこと。

(3)その導入は一見、1890年(明治23)前後に帝大内部から出されていた「講座・補助講座」制度の復活のようにみえながら、実は井上の手で大きな変容をうけたこと。

(4)その変容ないし修正(modification)の最たるものは、講座制が、能率給的要素をふくむ職務俸(講座俸)制度とセットされたこと。

(5)井上は閣議において、大学教授の専攻責任を強調し、大学内の専攻責任の不在、教官の授業科目担当状況の浮動性などを強調したとみられること。その批判をタテとして、職務俸制度

とセットされた講座制の導入という、いわば当時における「大学改革」の第一着手を行なったこと。

本号では、ではなぜ井上は、日清戦争直前のこの時点でこのような改革に着手したかを考察することとする。

もちろんはじめにお断わりしたように、この一連の論文は、ほとんど未拓と行ってよい講座制の、とりあえずは制度的展開にかんする歴史的研究であり、しかもそのノートであるから、今日発掘されうるかぎりの史料をなるべく忠実に紹介しながら、所々に筆者の観点からの解釈を加えて、講座制の比較制度史的研究のための誘因ないしステップを準備しようとするものである。

読者もどうかそのつもりでお読みいただき、さらにお気づきの点を示唆して下さるようお願いする。

### 3. 「講座制」導入の意図と目的

井上の講座制導入が大学「近代化」政策の一環として行われたものであるからには、井上が講座制をなぜ導入したかを問うことは、井上がなぜこの時期に大学の「近代化」を志向したかを問うことにならざるをえない。

このことについては、筆者はすでに別のところで考察してみたことがあるので、<sup>7)</sup>ここでは、井上の高等教育の全体改革の意図と目的を、要約的にみておこう。

#### (1) 高等教育改革の全体構想

1893年(明治26)3月に、伊藤の懇請によって文相に就任した井上をとらえていた問題関心は、次のようにまとめられると思う。

1)大学改革をふくめて、教育改革問題に関する

\* 財団法人野間教育研究所

政治的論議の主導権を、政府の手に奪回すること。

2)来るべき戦争(日清戦争)の後に予想される国際的経済競争に備えて、公教育全体の再編成をはかること。

1893年という時点はいうまでもなく帝国議会在が発足してわずか3年後である。天皇大権の確立と、民間の反政府的世論の「噴出口」の設定とを目的とするこの機構は、しかしおなじく内閣制度を採って7~8年にしかならない明治政権にとって、大きな政治的障害ともなりはじめていた。民間・在野の教育指導者たちを中心にするいわば明治期の第一次民間教育運動ともいえるべき「国立教育運動」が20年代はじめから起こり、井上の大臣就任前には、その指導者の一人伊沢修二などが、すでに大学改革、帝国大学改組をふくむ学制改革論を発表していた。また国家予算については旧憲法下では議会の決定権はなく天皇大権のもとにおかれてはいたが、議会は協賛権だけはもっており、また、これに関する法律の審議権・制定権はもっていた。

このような事態のもとで、井上がその後を襲った河野敏謙文相時代の末期には、伊藤政府はしばしば衆院の予算委員会において、自由党などを中心とする野党の鋭い攻勢に出会っていたのである。

さきにあげた1)の点は、井上がこのような状況下に文相となったことと切りはなせないものだった。実際、井上は入閣の直後から深刻な危機感と野党の攻勢に対するはげしい対抗意識をもっており、それを教育政策立案の動因としていた。伊藤にむかって、井上は、ここで政府側の学制改革構想を大きくかけ、それで公教育の矛盾に対応するものでなければ、とてもこの野党攻勢に対処することはむずかしからう、と説いている。<sup>8)</sup>

体系的な学制改革構想を立てること、それにもとづく総合的施策をほどこすこと。このような改革構想の体系性と施策の総合性を重視したことが、井上をして明治政権のもとで森有礼とならぶ大きな位置を占める文部大臣たらしめた理由の一つであった。

構想の体系性と施策の総合性をめざした井上は、改革の内容として考えたことは、まず各学校段階間、(小学校と中学校、中学校と高等中学校、高等中学校と帝国大学)の「連絡ト系統」を合理的に再編すること、ついで、これと併行して、「普通教育」の体系の外(そと)に、「実業教育」の体系をつくることである。日本近代教育史の上で、井上が産業と教育の関係を真正面から考えたのはじめての文部大臣としてとらえられ、日本資本主義の発展と日本近代の展開の歴史的関連を研究する人々にとって無視できない対象となった理由は、この点に求められる。しかしいまはこの問題に立ち入る必要はなく、ただ、以上のような目標のもとで、井上の行なった大学改革が、教育改革全体のなかにどのような位置づけをもっていたのか、それは講座制の導入という拳にどのように結びつけられたか、また、前号で述べたように井上のみならず文部大臣の手に留保した「職務俸額の査定」の面にかにあらわれたかを検討しておけば足りるであろう。

## (2) 大学のアカデミー化

まず、産業(実業)と公教育との関係をシリアスに自覚していた井上は、いたずらにアカデミックになっている高等中学校以下の教育内容の整理・削減、それによる修業年限の短縮をはかることをめざした。すなわち、それまで帝大入学直前の、高等中学校段階まで行われていた「普通教育」は、尋常中学校段階まででよい、とした。では既存の高等中学校はどうするか。それは高度専門教育の場、カレッジとするのがよい。そして、地方の青年に高等教育の機会をひろく準備する。青年の都市集中、その結果としての大学卒業年齢の上昇、知的労働力の浪費といった「弊害」は矯め直されるだろう。このような高等教育改革の見取図を井上は引いた。

では最後に残る帝大はどうするか。これについては、井上はいくつかの中間構想を残しており、必ずしもその未来図が明確でない面があるけれども、それを総合してみると、(1)帝大は、原則的に大学院中心の研究機関にして、国民の

第1表 各分科大学の要求講座に対する井上の修正

	種類・数に変更修正なきもの	統合あるいは名称変更されたもの	講座数の削減されたもの	抹消されたもの
法科大学	民法(3) 民事訴訟法(1) 統計学(1) 羅馬法(1) 英吉利法(2) 独逸法(1) 法理学(1)	(統合) 刑法と刑事訴訟法 憲法と国法学 政治学と政治史 法制史と比較法制史 国際公法と国際私法 →国際法へ	刑法・刑訴(各1→計1) 経済学・財政学(4→3) 政治学・政治史(各1→計1) 行政法(2→1) 国際公法・私法(各1→国際法として1) 法制史・比較法制史(各1→計1)	ナ シ
医科大学	解剖学(2) 生理学(1) 医化学(1) 病理学・病理解剖学(2) 薬物学(1) 小児科学(1) 眼科学(1) 皮膚病学・微生物学(1) 精神病学(1) 衛生学(1) 法医学(1) 薬学(1)	ナ シ	内科学(4→3) 産科学・婦人科学(2→1) 外科学(4→3)	ナ シ
工科大学	機械工学(2) 造兵学(1) 火薬学(1) 採鋳学・冶金学(3) 材料及構造強弱学(1)	ナ シ	土木工学(6→4) 造船学(3→2) 電気工学(3→2) 造家学(3→2) 応用化学(→2)	数学・力学(1) 鋳物学・地質学(1) 応用物理学(1) 工業経済学(1) 工業法津(2)
文科大学	国語学・国文学・国史(4) 史学・地理学(2) 心理学・倫理学・論理学(2) 社会学(1) 教育学(1) 美学(1) 英語学・英文学(1) 独逸語学・独逸文仏学(1) 仏蘭西語学・仏蘭西文学(1)	「漢文学・支那語学・支那歴史・支那哲学」より「支那歴史・支那哲学」をけずる。 「博言学・希臘語学・羅甸語学」より「希臘語学・羅甸語学」をけずる。	哲学・哲学史(3→2) 博言学(2→1)	ナ シ
理科大学	数学(2) 応用数学(1) 星学(2) 化学(2) 動物学(2) 植物学(2) 地震学(1) 地質学・古生物学・鋳物学(3) 人類学(1)	ナ シ	物理学(3→2)	ナ シ
農科大学	林学(3) 畜産学(1) 植物学(1) 園芸学(1) 動物学・昆虫学・養蚕学(2) 地質学・土壌学(1) 農林物理学・気象学(1) 農政学・経済学(1) 家畜解剖学(1) 家畜生理学(1) 家畜内科学・家畜外科学(3)	ナ シ	農学(3→2) 農芸化学・化学(3→2)	家畜薬物学(1)

注) 海後宗臣編『井上毅の教育政策』(1968) 363頁より転載。

医科大学と農科大学は比較的原案通り残されているが、それでも医科大学では内科学、産科・婦人科学、外科学など臨床部門の重要分科が削減され、これに対して、解剖学・生理学・衛生学・病理学などは原案通り存置された。他方、農科大学では反対に農学、農芸化学が削減され、実用的諸部門が残されている。

これらに対して、文科大学と理科大学は最も削減が少い。文科大学で支那歴史・支那哲学がけずられ、ギリシャ語・ラテン語がけずられているのは注目されるが、その他には、これといった注目すべき削減は見当らない。その結果、文科大学は原案19講座が17講座に、理科大学は原案19講座が17講座にかわったのみで、結果において大学側原案が大きく生かされたのである。

以上のような井上の加除修正は、それぞれの学問史の上からみておそらく興味ある資料であろう。筆者はいま、そこまでふみこんでゆくだけの自信がないけれども、井上の発言や教育政策全体との関連で、二、三の解釈をのべておきたい。

まず工・法科大学の講座削減と、文・理科大学の優遇とが全体を通じて大きな特徴である。これは、先にみたような井上の高等教育体の全体構想からしか説明できないことである。すなわち、大学はむしろ実学的な教育機関というより「虚学」的なアカデミーの場と考えた井上であったからこそ、このような選択を行ないえたのであろう。職業教育的色彩のつよい高等専門教育は、ほとんどすべて新しい高等中学校（実際にはこの翌年から「高等学校」となった）にゆだねるという構想を前提として、このような選択をしたと考えるほかはない。臨床医学を比較的軽くした医科大学についても同様で、やはり高等学校の医学部にゆだね、大学はむしろ「学理」の研究を中心とするものにしたと井上は考えていたものとみられるのである。

事実、この翌年（1893年・明治27）に発足した高等学校は、専門教育を中心とする所とされ、専門学部を設けたのだが、それは、法・医・工の三種類であった。

これに対して、文科大学・理科大学は、優遇されている。井上は、高等学校には文学部と理

学部をおかなかった。むしろ、文学や理学のような学問こそ、井上の構想からすれば、新しい「大学」にふさわしいものとみえたのであろう。

ただ、農科大学だけが、実学的な学問領域であるにもかかわらず、先述のようにほぼ大学側原案が認められたかたちになっている。井上は、本来、農科大学が大学に存在することに対して否定的な考えをもっており、農学博士号があることについても批判的で、理学博士で充分だと考えていた。<sup>13)</sup> 農学こそ最も実用性・実践性のたかい学問で、大学の中での学理的な研究は意味がない、というのが井上の考え方だったのである。しかしこれに対しては、農学会々員、農科大学教授らのつよい反論があり、学理的でなければ実用的・実践的でもありえない、という批判の前に、井上は農科大学の帝国大学からの分離という構想を撤回した。<sup>14)</sup> このようないきさつのもとで1890年（明治23）に東京農林学校を改組して帝大に包摂された農科大学は、それからの再分離を免れたのである。

したがって、井上の論理に即していえば、いったんこのような方針転換をした以上、農科大学の要求講座を認めてむしろその振興に切りかえるという方針をとったことも充分考えられることだった。又、工学や医学と違って高等学校の中にさし当たり農学部を設けることが期待できなかったこと、また、中級レベルの農学教育機関がさし当たり存在しなかったことなども、帝大の中に「実科」をふくむ農科大学を存置しておく理由となったのであろう。そのようないきさつのもとに残った農科大学であったから、上記のような講座数の審査結果がもたらされたのだと思われる。そして見方を変えれば、それは井上の帝国大学改革が当初の一貫性を保ちえずやがて周知のような失敗に帰結する一つの前兆ともなったのだった。

#### (4) 職務俸額の査定と査定基準

次に、井上の行なったもう一つの行政行為すなわち、講座に付された職務俸額の査定をみよう。

前号でも述べたように、井上は講座に付した

職務俸の査定の原則的基準として、「学科、種類、職務、繁簡」をあげていた。これについての総則的規定は勅令「帝国大学教官俸給令」(勅令84,1892.9.8)であったが、それは実に帝大教官の俸給を一般官吏のそれと別体系のものにおいた最初の勅令だったのである。<sup>15)</sup>その第10条が文部大臣の査定を定めていた。

井上は1893年(明治26)9月9日、この査定をみずから起草した。それは次のようであった。

第 2 表 施行当時における講座毎職務俸額一覧  
(1893年9月)

<法科大学>

憲法・国法学	第一	600 円
	第二	600 円
民 法	第一	650 円
	第二	650 円
	第三	650 円
商 法		650 円
民事訴訟法		400 円
刑法、刑事訴訟法	(450円)	650 円
経済学財政学	第一	650 円
	第二	650 円
	第三	
統計学	(200円)	500 円
政治学、政治史	(200円)	500 円
行政法		500 円
国際法	(400円)	500 円
法制史、比較法制史	(250円)	500 円
羅馬法		600 円
英吉利法	第一	
	第二(兼担200円)	400 円
仏蘭西法		
独逸法		
法理学		600 円
現計		8,700 円

<医科大学>

解剖学	第一	650 円
	第二	650 円
生理学		650 円
医化学		650 円
病理学、病理解剖学	第一	650 円
	第二	500 円
薬物学		650 円
内科学	第一	650 円
	第二	650 円
	第三	
産科学、婦人科学		650 円
小児科学		650 円
外科学	第一	650 円
	第二	650 円
	第三	

眼科学		650 円
皮膚病学、細菌学	(兼担200円)	400 円
精神病学		650 円
衛生学		650 円
法医学		650 円
薬 学	第一	650 円
	第二	600 円
	第三	500 円
現計		12,850 円

<工科大学>

土木工学	第一(助教授200円)	600 円
	第二(同 200円)	500 円
	第三(教授100円 講師300円)	400 円
	第四	
機械工学	第一	600 円
	第二	
造船学	第一	600 円
	第二(助教授200円 講師200円)	400 円
	(講師300円)	500 円
造兵学		500 円
電気工学	第一	600 円
	第二(助教授250円)	500 円
造家学	第一	600 円
	第二	500 円
	第三(講師200円 同 300円)	500 円
火薬学	(講師300円)	400 円
採鉱学、冶金学	第一(外国教授400円)	600 円
	第二	600 円
	第三	500 円
材料及構造強弱学		500 円
現計		8,950 円

<文科大学>

国語学、国文学、国史	第一	650 円
	第二	650 円
	第三	500 円
	第四	500 円
漢学、支那語学	第一	650 円
	第二(講師400円)	500 円
	第三(講師200円)	400 円
史学、地理学	第一	650 円
	第二	
哲学、哲学史	第一	650 円
	第二	
心理学、倫理学、論理学	第一	650 円
	第二	650 円
社会学		650 円
教育学	(講師200円)	500 円
美 学		
博言学		600 円
英語学、英文学		
独逸語学、独逸文学		
仏蘭西語学、仏蘭西文学		
現計		7,600 円

## &lt;理科大学&gt;

数 学	第一	650 円
	第二	650 円
応用数学	(講師350円)	650 円
星 学	第一	650 円
	第二 (助教授325円)	650 円
物理学	第一	650 円
	第二	650 円
化 学	第一	650 円
	第二	650 円
動物学	第一	650 円
	第二	650 円
植物学		650 円
地質学、古生物学、鉱物学		
	第一	650 円
	第二	650 円
	第三 (助教授250円)	500 円
地震学		500 円
人類学		500 円
	現計	9,750 円

## &lt;農科大学&gt;

農 学	第一 (講師250円)	500 円
	第二 (講師250円)	500 円
農芸化学、化学	第一	500 円
	第二	
林 学	第一 (講師400円)	500 円
	第二 (助教授250円)	500 円
	第三	
植物学	(助教授250円)	500 円
動物学、昆虫学、養蚕学	第一	500 円
	第二	500 円
園芸学	(講師200円)	450 円
畜産学		450 円
地質学、土壌学		400 円
農林物理学、気象学		500 円
農政学、経済学		500 円
家畜解剖学	(助教授250円)	500 円
家畜生理学	(助教授200円)	400 円
家畜内科学、家畜外科学	第一	500 円
	第二	500 円
	第三	
	現計	6,900 円
通 計		5万4,075 円
		5万5,750 円
差 引		1,675 円剰余

これは、実際に井上が査定した職務俸額である。カッコ内にたとえば「助教授250円」とあるのは、1893年9月のこの時点では、当該講座の担当教授がいないのでそれを助教授が担当することとして、その助教授に講座俸500円の半額250円を支払うこととするという意味である。助教授が2人並記してあるのは2人の助教授で1講座を担当するという意味であり、「講

師400円」などとあるのもやはり教授がいないためにこの年は講師に担任させこれに400円を支給するという意味であった。金額欄が空欄になっているのは、講座は認めるがこの年度は担当者が不在ということだと思われる。「現計」とあるのは、こうした実際支給額の分科大学毎の合計額であり、最後の「差額」というのは講座毎の名目職務俸額と上記の意味における実際支給額との差額である。なお、この金額はすべて年俸であった。

井上はこの職務俸額を何の基準もなしに決めたのではなかった(後述)。しかし基準の問題はともかくとしても、上記の金額と講座名称とをみると、さきにみた大学側講座原案に対して井上が加えた削減や加除の場合と同質の原理がみられておもしろい。すなわち、医科・法科・文科・理科の4分科大学の場合、職務俸額の等級は650円、600円、500円、400円の4等級に分けられているが、工科大学と農科大学の場合は、前者は600円、500円、400円、後者は500円、450円、400円の各3等級であり、絶対額において大分低いのである。しかも工科大学、農科大学とも、もしこの職務俸を研究費の一種と考えるならば、前記の4分科大学よりそれが少なくてすむということはないはずであるにもかかわらず、低く見積られているのである。

これは、応用的・実用的諸分野の学術をむしろ軽視し、アカデミック「深遠な」学術を大学では重視しようとする思想の表われとみてよいであろう。実際、文科大学・理科大学への優遇は相当なもので、たとえば文科大学の場合、実施可能な講座は14講座であるにもかかわらず「現計」は7,600円、1講座平均540円余であり、理科大学に至ってはこの数字は570円ほどにのぼっている(工科大学は500円を割っている)。理科大学など、名目職務俸額でとれば、16講座中13講座までが全学通じて最高レベルの650円の職務俸付きである。先きの原則がみごとに財政的に表現されているのである。

井上が講座の種類を仕分けした基準は、教官俸給令によれば「学科ノ種類」「職務ノ繁簡」であるけれども、上のような具体的金額をはじき出す際に彼みずからが立案した「職務俸差等

内規」の案によれば、もう少しくわしい基準を適用したことが察せられる。

すなわち、井上は、学科（講座に表記されている専門領域）の種類を分ける基準として

「一、学科高尚区域広博ニシテ専門家タル為ニ最モ該博ナル修学ヲ要スル事

二、学科新ナル發明ニ属シ最密察ナル修学ヲ要スル事」

の二つを兼ね備えたものを第1級のものとした。このうち一つの要件だけをもつものが第2級である。次に、第3級の学問は、

「三、学科一局部ニ止マリ又普通ノ学科ナル事」

というのである。そしてこの場合にはじめて「此ノ外ニ国家ノ須要如何ヲ斟酌スルヲ要ス」と但し書きしている。

次の指標すなわち「職務ノ繁簡」をはかる尺度は、「一、講義時間、二、実験時間」の二つであるべきだとする。講座俸の算定基準の中に講義時間という尺度がまず入っているのは注目されることで、これは、導入期の講座が必ずしも研究のみを目的とした制度ではなく、教育をも目的の一つとする制度であったことを語るものと思われる。そして、講義、実験の各々についても、それに要する時間を斟酌すべきだといっているのである。すなわち、

「但講義ノ種類ニ依リ最多ク下ヲ調ヲ要スル者ト然ラザル者トノ間ニ差アルベク実験時間モ亦其ノ種類ニ従ヒ斟酌スヘシ 例ヘハ農科ノ実験時間ト医理及農科化学ノ実験時間トノ間ニ差アルカ如シ」

結局、学科の種類が3等級に分かれ、職務の繁簡の方は4等級にわかれる。これを相乗させて12通りの職務俸額をつくり、これを各講座にあてはめる、というのが職務俸算出のしかたであったようである。もっとも、先きの一覧表によると、職務俸の等級は650円、600円、500円、450円、400円の5種類にしか分かれておらず、上の基準そのものも最終案であったかどうかなお疑問がのこる。しかし、ここで重要なのはこのような「差等」を導きだした原理である。

上の紹介でも明かなように、井上が職務俸の査定をした時に用いた基準は、直接に「国家ノ

須要」に依る学問であるかどうかというものではなかった。応用的・実用的学問をむしろ削減したように、この基準でも、国家のための直接的な有用性が判断のキメテとなっているのではないことは、注目してよい。学科の中の最高のグレードは、その領域の広汎さと、それに要する discipline の該博さできまり、次に学問の新しさ、innovation の大きさが重要視される。国家の須要の問題は、第三段階の局限された学問又は「普通ノ学科」の場合についてだけ「斟酌」されるのみである。ここには、たとえば帝国大学の創立者、森の場合のような素朴国家主義、あるいは直接的な国家＝実用主義の学問観からの脱皮がみられる。官僚政治家としての井上は、大学の諸学問に対するみずからの評価軸を、このようにむしろ「近代的」学問観、その分類法にもとめ、その基盤の上にアカデミーとしての大学をつくり出そうと構想したといえるのである。

### (5) 大学教官にとっての講座制

このような近代的・合理主義的・原理は、講座制が学内の教官たちに何をもたらしたかをみると、また別の角度から明かになる。

「職務俸制と結合した講座制」の採用によって、大学内では、助教授層の俸給が上昇した。井上が改革の大義名分とした新進研究者の優遇、年功等級制体系の是正という目標は、この点ではたしかに所期の線に近く実現されている。筆者の試算によると、当時の帝国大学で、勅任官の教授の最高俸給は年間3,000円であり、奏任官の教授の最低俸給は1,000円であった。これが講座制の導入後は2,600円から1,200円までの幅に縮まっており、改革前の上厚下薄型の俸給体系がやや是正されている。

とくに助教授層のばあい、改革前は1,200円～600円という分布であったものが、改革後は、1,600円～700円となっており、教授層の俸給との格差が縮まったばかりでなく、助教授層内部でもその最低額が引き上げられたのである。このことはかなり大きな改革点であり、新進学者への恩恵としては大きなものがあった。たとえば講座制導入の直前、1893年（明治

26) 3月に助教授としてドイツに私費留学し、1896年(明治29)9月に帰朝して理科大学応用数学講座担当教授になった長岡半太郎の場合、留学直前の年俸の4倍の俸給をもらうようになったという。<sup>17)</sup>すなわち留学前の助教授としての年俸400円であったものが帰朝後の教授俸(5級俸800円)と講座職務俸800円の計1,600円程度になったと推定されるのである。

このほか、講座制と直接関係はないが、新しい帝国大学教官俸給令には「一時他ノ公務ニ従事シ若ハ特ニ學術上ノ必要ニ由リ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ一時講座ヲ担任セス又ハ職務ヲ離ル者ハ二年以内本俸ヲ給スル事ヲ得」(第八条)という一条がある。井上の手許にのこされている俸給令案の起草過程をみると、この個条が大学教官の休職と留学を対象としていたこと、そのような場合、一般官吏の休職規程とは異なる体系のもとに大学教官をおこうとする意図に出たことがわかる。たとえば、原案の一つには「教授又ハ助教授ニシテ學術研究ノ為ニ海外ニ留学スルコトヲ願フ者ハ非職ヲ命ジ仍昇叙及増給ノ順序ヲ保有セシムルコトヲ得」<sup>18)</sup>といった文言がみられる。

当時、帝国大学発足後6~7年といった時点では、帝国大学教官の社会的prestigeは後日ほど高いものではなかった。公費あるいは私費留学後帰朝しても、行政官と同じく非職扱いの身であるから、必ずしも大学へ帰ることだけがその行くべき道ではないと考える者も多く、新知識をもとに、他の官庁や事業所などへ転出する者が少なかった。井上はこのような例を憂え、これを防止する特別の勅令案を準備して閣議にかけたほどである。<sup>9)</sup>とくにその場合、新進若手の教官への待遇の悪さ、昇進上の障害などが問題になっていたのである。

これを要するに、講座制の導入は、職務俸制との結合によって、帝大内の教官待遇を合理化し、能力給的・業績給的性格をもちこみ、そこに生気をよみがえらせることを、一つの眼目にしていたとみられるのである。

#### 4. 「講座制」着想の背景と性格

##### (1) 背景

井上がこのような改革を着想したのは何だったであろうか。

ここで、さきにふれた、明治20年代初頭の帝大批判が重要な背景としてうかびあがる。

地主層の利益を代表して野党の叫ぶ「経費節減」のスローガンのもとで、政府自身も人件費を中心とする官省経費の節減と行政整理を考えざるをえない立場に追いこまれていた。井上が文相に就任する直前、議会内に設けられていた行政整理委員会は、帝大総長はじめ直轄学校長の俸給の引き下げを議決し、帝大総長の俸給額は4000円から3500円に引き下げられたばかりであった。

これより先き、帝国大学の経常予算を審議していた衆院予算委員会では、自由党議員の長谷川泰が委員長となり、一方で京都帝大新設要求をかかげながら、(東京)帝大の経費の大きさ(年額40万円内外であった)、教授定員の過剰さ、帝大内の情実の弊などを攻撃することが、ほとんど毎回の帝国議会の恒例とさえなっていた。高等中学校の不振も争点の一つであり、この1886年(明治19)に生まれた新しい学校は、このころまで存廃論議の中にゆれ動いていたのである。

議会での批判ばかりではなかった。伊藤藩閥政府と帝国大学との、官僚養成を媒介とする特権的結合に対しては、国権主義的ムードの中にはあったが、帝国大学の学問・思想に対する<sup>20)</sup>すどい批判さえ生まれていた。

井上は講座制をこのような空気の中で、世論への一つの対応として構想し導入したのである。なおこれに関連して、1893年(明治26)3月、すなわち井上の文相就任直後、帝国大学法科大学学生という石川守一が親しく書簡を送り、帝国大学内の弊害を痛論しているのも、注目に値する。この書簡についてはすでに他の機会に紹介したことがあるけれども、ここに講座制の採用と重要な関係があると思われる部分を再び引用しておこう。

石川は、帝大は政府の過保護のもとで停滞を深めているとして、「教授中ニ自由競争行ハレ



サル弊」「学生ニ自由競争行ハレサル弊」という二大弊風を指摘し、とくに教授間の自由競争不在につき次のように痛論している。

「現時我大学ノ制度ニテハ教授諸氏中ニ自由競争ヲ行フ能ハサルナリ何トナレバ教授ハ即チ等級定額ノ俸録ヲ得ルノミニシテ学科ノ難易ト時間ノ多少ト又講義ノ精疎トニ由テ地位ト俸禄トヲ異ニセズ故ヲ以テ無鳥時期ニ蝙蝠ナリシ者ニシテ一躍教授ノ好地位ヲ得タルモノハ永ク高俸ニ逸食シテ進テ研究ヲナサズ徒テ日進有為ノ士ニシテ潜心研究ヲ続クモノ利器ヲ抱テ之ヲ施スニ地ナク悒々案マサルモノアリ此等ノ結果ガ教授社会ト学生トニ至大ノ影響ヲ及ホスハ言ヲ待タズ延テ学海ノ虫毒ヲナサントス深ク顧ミサル可ンヤ」<sup>21)</sup>

井上は、この石川学生の書簡を精読したらしい。書簡には随所に傍点が付されている。上の引用箇所の中でも「学科ノ難易ト……地位ト俸禄トヲ異ニセズ」の部分および「進テ研究ヲナサズ……悒々案マサルモノアリ」の部分には、この傍点が付されている。前者の部分と、教官俸給令の「学科ノ種類」「職務ノ繁簡」という文言はきわめて類似しているのであり、井上は職務俸制立案にあたって、大いにこの書簡を参考にしたのではないかと推察されるのである。

石川の書簡の大学批判は、アダム・スミスのイギリス大学批判を想起せしめる。野党攻勢の前で、大学の経費節減と合理化的再編成を考えていた就任当初の井上にとって、この書簡もつ意味は相当に大きかったのではあるまいか。

## (2) 「専門」強調の意味するもの

講座制は以上のような性格をもつ大学改革として帝国大学の中に導入された。改革点のどれをとっても、井上の能吏ぶり、着眼の鋭さを表わしていないものはない。

しかし、というよりもむしろそれゆえに、筆者はこの時井上が設定したシステムの他の一つの面を見落すわけにはいかないように思う。それは、第一に、講座制がよって立つ「専門」重視の学問史的意味の大きさと、第二に、文部大臣と大学との、講座制を媒介とした関係のあり方である。

第二の点からみると、やはり講座の種類および数についての決定権と、職務俸算定の権限とを文部大臣の手中に留保したことが、重要である。井上は、前号でみたように、講座の設定を勅令で行なうという制度をフランスから学んだとみられる形跡があるけれども、そのモデル論議はともかく、前述の諸権限を文部大臣の手中に留保にするということについては——おびたしい帝国大学令原案や関係法令原案の所在が井上の大学改革構想過程の試行錯誤性を示しているにもかかわらず——寸毫も疑問をもってはいなかった。これにもとづいて、彼が行なった取捨や査定、あるいは大学側原案に対して行なった名称の統合や改訂などは、当時の反政府系ジャーナリズムが適切に評したように、政府＝文相による「各学科ノ値段付」<sup>22)</sup>にほかならなかったのであり、井上は文相の権限においてその「値段付」を実行したのである。この意味で、先きにかかげた第一表と第二表は大きな意味をもっていたといわなければならない。つまりそれらは、明治憲法体制の構想者、明治国家の指導者であった一人の官僚政治家が、1893年の時点でもっていた学問観を端的にあらわしているのである。筆者は、今後さまざまな専門領域の研究者の教示をえながら、さらにこの資料をよみとることにつとめたいと思っている。

次に「専門」の重視についてみよう。井上はすでにみたように、この点をとくに強調して閣議での講座制採用・職務俸実施（具体的には、帝国大学令改正案および関係諸勅令の制定）について賛同をとりつけた。その井上をバックアップしたのは総理伊藤であったとみられる。なぜ井上および伊藤は、この時点で専門の重視、学者の専攻責任の強調という新しい論理を大学政策の中にもちこんできたのだろうか。

井上の手許に残されている意見書を見ると、大学自体の内部に、大学教授には兼任の行政官などを充てるべきでなく、専任の人間が当たるべきで、しかも自己の専攻領域に専念できるような体制と待遇をつくってもらいたいという要求が生まれていたことはたしかである。ある教授は、学位審査の際——それは当時評議会が行なうものされていた——互いに専攻が明確でない

と責任ある審査を行なうことができない、また重要な講義科目が兼任者で行われる状態では学生の修学にさしつかえる、といった「実情」をあげて、大学教授が職務に専念できる体制をつくってほしいと建議している（「法科大学改良私見」）。

しかし、大学教師が職務に専念することと、学者として専攻責任を果すこととの間には、微妙だが重要な違いがある。前者はいわば機構的に解決しうる問題であるのに対して、後者は、むしろ職業倫理的な要請である。それゆえに、講座制の採用にふみきった井上や伊藤らが、講座制の採用とあわせて、いわばそれをこえた職業倫理的な要請の実現を行政の問題として強調したのは、それなりの大学・学問政策的な要請があったからではないのか、という疑問がおこる。

筆者はまだこの点について十分な解釈を行なうところまで行っていない。しかし、明治文化史の研究者木村毅が、この時期の官学と私学を対比しつつ、帝国大学の建設にふみきった伊藤博文の憲法取調べに関連して語っている次のような文章は、いささか戯画的ではあるがこの問題の解明に重要な示唆を与えるもののように思う。長文をいわず引用しておこう。<sup>23)</sup>

「憲法調査のころの伊藤博文の最大の心配と煩悶は、新しい学問をして、大学を卒業してくる新知識に、どうして対抗してゆこうかということであった。伊藤自身の政治学の根柢は、頼山陽の『日本政記』と『宋名臣言行録』ぐらいなものである。ところが、鳩山和夫だの、齋藤修一郎だの、加藤高明だの、大学で西洋人から正規の学問をたたきこまれ、その上さらに西洋で勉強をつんできたので、相手にとって手ごわい。

『そういう学者の取りあつかいは、どうしておられるのですか』

と尋ねたら、ビスマルクは愛用のシガラの煙を天井に向かって輪に吹き、それからカンラカンラと豪傑笑いをして言った。

『造作もないことだ。学者には、専門専門と行ってきかすと、段々自分の研究に深入りして、世間とはなれてしまった学問馬鹿ができる。俗事にかかわると手がよごれる、学者的

良心がゆるさぬなどといって政治なんか軽蔑するに至る。だから些っとも問題はおこらない。たまに、これは先生の御専門だから御調査をねがいますと言って、閑事業の仕事でもあてがってやれば、それで得意になって満足しとる。だからね、寝言にも専門の尊重、これが学者抹殺の秘訣でござるよ』

なにしろ伊藤は、ビスマルクに心酔のあまり、煙草のみ方までパクーリ、パクーリと吹かすのをまねするので、随行の下僚から「シガレット・ビスマルク」という陰口をきかれていたぐらいだ。この学者操縦策も、もちろん「拳々服膺」し、帰朝すると、東京大学の組織を、教わった通りの専門尊重に切り替えた。」

このような観察は、竹越三又らの啓蒙史家の伊藤憲政史観に多くを負ったものとみられる。また、木村氏はこれに近い話を伊藤に随行した一人、尾崎行雄の縁辺者から直接聞かれたという。いささか戯画的な表現がとられてはいるが、この文章は、専門研究の奨励による学問の非政治化、実は高次の政治化という体制確立期の明治政府の学問政策の特徴をよく伝えており、帝国大学成立前からその後にかけてのドイツ学の導入、伊藤・山県有朋らによるその権力的奨励という日本近代大学史の軌跡とも合致している。

先にもみたように、帝国大学のアカデミー化、それと相連関した講座制の導入、およびこれと密接にむすびついた俸給制度の合理化という一連の「改革」を、このような大学・学問政策の文脈の中に位置づけることが妥当だとするならば、それは、まさに明治国家がその体制の構築をおわった時点で、みずからその胎内に育ててきた帝国大学に対する新しい統制の形態——すなわち直接的強権的にでなく、文部大臣の行政権と財政権とにもとづく官僚制的な回路を通じての統制の形態——をさぐりはじめたことの一象徴である。その意味で、「講座制」の導入は日本における「近代国家」と「近代大学」の新しい関係がはじまろうとしていることを告げる事件だったといえよう。

## 第 I 節 &lt;注&gt;

- 1) カミングス, W.K., 『日本の大学教授』(岩内・友田訳, 1972年) 116頁。
- 2) その成果は『井上毅の教育政策』(海後宗臣編, 1933年東大出版会)に収められている。
- 3) 『東京帝国大学五十年史』上冊, 974~983頁
- 4) 木村匡『井上毅君教育事業小史』(1895年) 73~74頁。
- 5) 梧陰文庫文書 B-2680
- 6) 同 B-2722
- 7) 海後編前掲書, とくに 465~88頁参照。
- 8) 明治26年6月8日付伊藤宛書簡で井上は, 「兎角教育事務ハ大中小学共ニ原則ト系統ト一齊ニシテ運歩致サスシテハチグハグノ改革ハ成リ兼ネ候」と説き, 同時ニ「政党連中」の動きを詳述して「若シ文部ノ事ニシテ仍減員減額ノミニ汲々タラハ敵ハ已ニ馬ヲ呉山ノ一峰ニ立ツ」と訴えている。
- 9) その比較的完成案に近いとみられるものが, 大久保利謙編『明治文化資料叢書8 教育編』に「大学区設置ニ関スル企画案」と題して全文複製されている。
- 10) その最も早いあらわれは, 1872年学制のあと直ちに文部省が出した1973年「学制二編追加」中の専門学校規程である。この規程の推進者とみられる文部卿大木喬任は, 1890年文部大臣時代にふたたび地方専科大学の設置案を閣議に提出したという。
- 11) 伊藤宛井上書簡(1894年(?) 3月24日付)。
- 12) 『事業小史』。
- 13) 井上は帝国大学令改正案のなかで最初農科大学を大学分科大学の構成中から削ろうと企画していた。海後編前掲書 386~388頁参照。
- 14) この転回の原因や理由はなお明らかでない。かつて農科大学設置に努力したと伝えられる浜尾新が1893年3月30日から帝大総長になっていたことなども, 農科大学存置にはプラスになったかも知れない。
- 15) 1892年(明治25)以前の帝大教官の俸給は, 1891年(明治24)帝国大学文部省直轄学校及高等官官等俸給令(勅139)によって, 他の直轄諸学校等の職員と共にその適用をうけていた。それより前は, 「帝国大学職員官等」(1886年)により国家官史としての官等のもとにおかれ, 俸給面では「高等官官等俸給令」(同)を適用されていた。
- 16) この内規案の作成はかなりの複雑な操作を経たもののようで, 梧陰文庫には数篇の原案が残っている。ここで紹介するのは, その中でとくに「正本」と記されているものである。
- 17) 板倉聖宣他著『長岡半太郎伝』195頁。
- 18) 帝国大学令案のうち, 一系列のものにこれが見える(梧陰文庫, B-2713, B-2710)。
- 19) 「海外留学助教授再採用ノ件」(1893年11月1日閣議に提出)。「帝国大学教官私費洋行ノ件」(1894年8月11日提出)。いずれも公文類聚にある。これらで井上は, 海外留学教授らに一般官吏とは異なる優遇措置と身分保証を設けておくことは, 大学の研究教育エネルギーを保つためにも, また, 外人教師を邦人教官に代えてゆく上からも重要なことだと主張している。
- 20) 明治中期の帝国大学批判については, 寺崎「帝国大学形成期の大学観」(野間教育研究所紀要第27輯, 1972年4月「学校観の史的研究」所収)参照。
- 21) 梧陰文庫文書, B-4248
- 22) 「社説」(『国家教育』16号, 1893年8月刊)の言葉。
- 23) 木村毅『早稲田外史』(1964) 169-170頁。

## A Historical Review on KOZA-SEI (the chair-system) in Japanese Universities ( II )

Masao Terasaki\*

Koza-Sei was introduced into the Japanese University system in 1893 by Inoue Kowashi, the fifth minister of education.

The author's report here analyzes the political intentions and academic drives which led Inoue to introduce this system, and shows some original materials which tell how he selected academic fields by establishing this system.

Inoue intended to reform the Imperial University into such a organization as to perform only research, and therefore to eliminate the function of higher education altogether.

It was seriously necessary for Inoue to expand vocational or professional education to higher levels in order to meet the demand of industrialization in Japanese society. At the same time, he sought to respond to the opinion which claimed the expansion of opportunity for higher learning. Through the reformation of the Imperial University, he planned to break this summit of the educational system, and then establish many daigaku (colleges) distributed around the country, which would carry out vocational or professional higher education.

According to this plan, the Imperial

University should have had only a function of theoretical and academic research. Through his selection of 'the kings and the names of chairs', the chairs for theoretical and academic study were increased and on the contrary those for practical and applied study were decreased. Also, he revised the salary system of university professors and as a result, the salary of young professors and associate professors increased considerably.

Inoue also put stress on the clarification of the responsibility of university professors. According to his explanation, the Koza-sei was a system through which this task was to be performed, and only by these means the specialization of study was to be guaranteed.

The author examines the reason why the leaders of the Meiji Government — especially Ito, the first prime minister — put their stress on specialization of study, and tries to explain the historical meaning of the introduction of Koza-Sei in this aspect.

(continued)

---

\*Noma Institute for Educational Research.